

PARKING IN TOKYO

■ 東京都暴力団排除条例について

警視庁・（公財）暴力団追放運動推進都民センターより、平成23年10月1日施行予定の「東京都暴力団排除条例」について掲載依頼がありましたので、お知らせいたします。

東京都暴力団排除条例

平成23年10月1日から施行されます！

事業者の暴力団関係者に対する利益供与が禁止されます。
※ 違反者には制裁が科せられます。

事業者の暴力団関係者に対する利益供与の禁止

1. 暴力団の威力利用目的の利益供与禁止

事業者は暴力団の威力を利用する目的で利益を提供してはいけません。また、暴力団関係者が利益を受領することも条例で禁止されています。

本項で禁止される利益供与は、例えば

- 再開発のため、アパートの住人を無理矢理、追い出してもらったことに対し、報酬を渡す
- 相手を脅かして債権を取り立ててくれたことに対し、謝礼を渡す
- 借金の免除や返済猶予を強引に交渉してもらったことに対し、金品を渡す

などの行為です。

違反者には



2. 暴力団の活動を助長する目的の利益供与禁止

事業者は暴力団の活動を助長する目的で利益を提供してはいけません。また、暴力団関係者が利益を受領することも条例で禁止されています。

本項で禁止される利益供与とは、例えば、

- みかじめ料を提供する
- 組長の署名披露のための場所を貸し出す
- 暴力団事務所へ監視カメラを設置する

などの行為です。

違反者には



3. 自主申告による適用除外

この条例では、本当は暴力団と関係遮断をしたい方のために適用除外の制度を設けています。今まで暴力団に資金を提供していたとしても、その事実を自主申告し、今後は提供しないとの誓約書を提出すれば、勧告を受けることはありません。

自主
申告

誓約書の提出

適用
除外

よし！ヤクザと
手を切るぞ！



警視庁・（公財）暴力団追放運動推進都民センター

東京都暴力団排除条例

平成23年10月1日施行！

が制定されました！

条例の基本理念

暴力団と交際しない

暴力団を恐れない

暴力団に資金を提供しない

暴力団を利用しない

この条例は、都及び都民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する具体的施策を定めることにより、都民の安全で平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与するために制定されました。

条例の具体的施策

暴力団排除活動の推進に関する基本的施策

1. 暴力団関係者を都の公共事務・事業から排除
2. 青少年に対する暴力団排除教育の支援
3. 暴力団からの離脱促進
4. 暴力団排除活動を行う者に対する保護

都民等の役割（努力義務）

1. 青少年に対する暴力団排除教育の推進
2. 祭礼等からの暴力団排除措置の推進
3. 各種契約からの暴力団関係者の排除
4. 暴力団事務所目的の不動産譲渡の禁止

禁止措置

1. 学校等から200m以内に暴力団事務所の開設及び運営することの禁止
2. 青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止
3. 暴力団排除活動を行う者に対する妨害の禁止
4. 暴力団員による他人の名義利用及び暴力団員に自己の名義を利用させることの禁止（後者は自主申告制度有）
5. 事業者が暴力団の威力を利用する目的で暴力団に対して利益を提供することの禁止
6. 事業者が暴力団の活動を助長する目的で暴力団に対して利益を提供することの禁止（自主申告制度有）

警視庁・（公財）暴力団追放運動推進都民センター

東京都暴力団排除条例の概要

※「東京都暴力団排除条例」が制定され、平成23年10月1日に施行されます。

【目的】

暴力団が都民の生活や事業活動に介入し、これを背景とした資金獲得活動によって、都民等に多大な脅威を与えている現状にかんがみ、都民の安全かつ平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与すること。

【基本理念】

「暴力団を恐れない」
「暴力団に金を出さない」+「暴力団と交際しない」
「暴力団を利用しない」

1 暴力団排除活動の推進に関する基本的施策等

(1) 都の事務事業に係る暴力団排除措置

暴力団関係者を公共工事の入札に参加させない等、都の公共事務・事業から排除すること。



(2) 青少年の教育に対する支援

青少年の教育又は育成に携わる方が暴排教育を円滑に行うことができるよう、必要な支援を行うこと。



(3) 暴力団からの離脱促進

暴力団からの離脱を促進するため、情報の提供や指導、助言等を行うこと。



(4) 保護措置

暴力団の排除活動等により、暴力団から危害を加えられるおそれがある者に対し、警察が保護のための必要な措置を講ずること。



2 都民等の役割（努力義務）

(1) 青少年に対する措置

青少年の教育又は育成に携わる方は、青少年に対して、暴力団に加入することや暴力団員による犯罪被害を受けないよう、指導・助言等を行うよう努めること。



(2) 祭礼等における措置

祭礼、花火大会、興行等の主催者等は、行事の運営に暴力団関係者を関与させないよう努めること。



(3) 事業者の契約時における措置

契約時に相手方が暴力団関係者でないことを確認。契約時に、相手方が暴力団関係者と判明した場合、催告なく契約を解除できる旨の特約を定めるよう努めること。



(4) 不動産譲渡等における措置

不動産を譲渡等する場合、暴力団事務所として使用しない旨および、事務所として使用していることが判明した場合、催告なく契約を解除等することが出来る旨の特約を定めるよう努めること。
(不動産業者は上記のことを助言すること)



3 禁止措置

(1) 暴力団事務所の開設及び運営禁止

学校等の敷地の周囲200メートルの区域内において、暴力団事務所を開設、又は運営してはならない。



(2) 青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止

正当な理由なく、青少年を暴力団事務所に立ち入らせてはならない。



(3) 妨害活動の禁止

何人も暴排活動を行う者に対して威迫、つきまとい等の方法で、その活動を妨害してはならない。



(4) 他人の名義利用の禁止

暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人の名義を利用してはならない。
(隠蔽する目的を知って利用させることも禁止)



(5) 事業者の暴力団関係者に対する利益供与の禁止

① 事業者は暴力団の威力を利用する目的で利益を提供してはならない。
(暴力団関係者が利益を受領することも禁止)

② 事業者は暴力団の活動を助長する目的で利益を提供してはならない。
(暴力団関係者が利益を受領することも禁止)

③ 利益供与の事実等について、事業者が自ら申告した場合は、勧告等の措置を行わない。
※威力利用目的の利益供与は除く

